

生活保護のひとり親に対するソーシャル・グループワーク

櫻 幸恵

Social group work for single parents facing public assistance

SAKURA Yukie

本稿では、生活保護世帯のひとり親に対するソーシャル・グループワークの効果と課題について実践事例に基づき検討を試みた。生活保護世帯に対する福祉事務所の支援活動は、経済的自立、日常生活自立、社会的自立を目指す。子育て支援に関するひとり親を対象にしたグループワークは、これまでほとんど行われていない。本事例は、カナダ保健省が開発した親教育支援プログラムであるノーバディーズ・パーフェクト・プログラムを生活保護世帯へ適用した日本初の試みで、所外の第3者がファシリテートを行った。そのため、本稿では参加者への効果と課題のほか、グループワークを活用する際の福祉事務所側の課題についても検討を試みている。

キーワード：生活保護世帯 ひとり親 ソーシャル・グループワーク 子育て支援

In this article, examination based on practical examples about the effects and challenges of social group work on single parents facing public assistance was carried out. Until now public assistance welfare office support primarily aimed at financial and social independence, in addition group work practice relating to parenting support for single parents has been hardly implemented. For example the parent education and support program Nobody's Perfect (NP) for welfare recipients developed by the Public Health Agency of Canada was in first trial in Japan and was facilitated by an outside third party. Therefore this article tries to examine about the problems of the organizer when utilizing group work other than the effects and challenges of participants.

Keywords: public assistance, single parents, social group work, parenting support

1. はじめに

生活保護の実施機関である福祉事務所では2005（平成17）年に導入された「生活保護自立支援プログラム」により、生活保護受給者を対象に本人の選択と決定に基づいた支援活動を行っている。

自立支援プログラムには、経済的自立を目指す就労支援、自分の健康や生活管理を行える日常生活自立を目指す日常生活支援、社会的なつながりを回復・維持し地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活自立を目指した社会生活支援の3類型があるが、日常生活支援や社会生活支援は、被保護者のよりよい生活を形作る利用者主体の基盤的な取組みといえる。

また、2000（平成12）年の地方分権一括法に伴う

生活保護法の改正において、最低生活保障とそれに伴う指導・指示に関する業務は「法定受託事務」、要保護者及び被保護者への相談・助言に関する業務は「自治事務」として位置づけられ、自立支援プログラムの導入による支援活動も「自治事務」として位置づけられた。つまり、地域や対象者の特性に応じた自立支援のためのサービスである被保護者を主体とした相談・助言は、自治体の裁量により行えるようになったといえる。

しかしながら、各自治体でのひとり親（母子世帯）に対する自立支援プログラムをみると、経済的自立を目的とした指導的な就労支援が主であり、被保護の母子世帯で育つ子どもの生活環境の整備や、親が自らの

親役割を学び豊かなつながりの中で子育てができることを目指す「子育て支援」を主とした日常生活自立・社会生活自立のプログラムはあまり例がない。

2010（平成22）年に就学児を抱える生活保護世帯に対して行ったインタビュー調査（櫻、2011）では、親たちは生活が苦しい上、スティグマにより社会的に孤立し、また、親自身が貧困世帯で育ったため親役割を学べず、ロールモデルもないまま子育てをしている状況が把握された。特に母子世帯の母親の場合はより深刻な状況で、児童虐待の4つの発生要因である「親」「子ども」「養育環境」「社会的孤立」のうち複数の要因が重なっていることが確認された。

このようなグレーゾーンの母親に対しては、子育て支援が広く虐待予防の意味を持つといわれる。また、子育て支援により子どもの成長発達を支えることは、子どもの最善の利益を保障するだけでなく、親自身の学びと成長を促す親の権利保障の意義もあり、双方の将来に向けた自立支援の取組としても有効である。欧米では、貧困世帯の親へのグループワークによる支援が子育てに関する課題解決能力の獲得に効果をあげているが、わが国では被保護世帯のひとり親に対するグループワークによる子育て支援は模索の段階である。

以上を踏まえて本稿では、被保護世帯のひとり親を対象とし、福祉事務所が側面から支援しながら所外の第3者がモデル的に実施した、子育て支援に関するソーシャル・グループワークの実践事例を通して、その効果と課題について検討を試みた。

II 研究方法

1. ソーシャル・グループワークの実践手法

ソーシャル・グループワークの実践手法として、カナダ政府保健省が中心となって開発した親教育支援プログラムの「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム（以下、NPプログラム）」を選択した。選択理由及びNPプログラムの特徴、本稿で分析したNPプログラムの実施概要は以下のとおりである。

(1) NPプログラムを選択した理由

- ①単なる子育て支援プログラムではなく、子育てに関する課題解決能力を主体的に獲得することを目的とした親教育支援プログラムであること。
- ②カナダ政府保健省が中心となり開発したプログラムで、実践手法として確立しており使用テキストも信

頼できること。また、日本に導入されて10年以上が経過し、一定の評価を得ていること。

- ③0歳～5歳の子どもを持つ親を対象とし、プログラム受講者として以下が想定されていること。
（若い親、ひとり親、孤立している親、所得が低い親、十分な学校教育を受けていない親）
- ④治療を主眼とせず、親同士のコミュニケーションを通して親の孤立感を軽減し、虐待の未然防止プログラムとして一定の評価を得ていること。
- ⑤託児付で、リラックスして参加しやすいプログラム構成であること。

(2) NPプログラムの手法の特徴

- ①参加者中心の自己決定型学習プログラムである。
- ②参加者それぞれの価値観を尊重しながら進める。

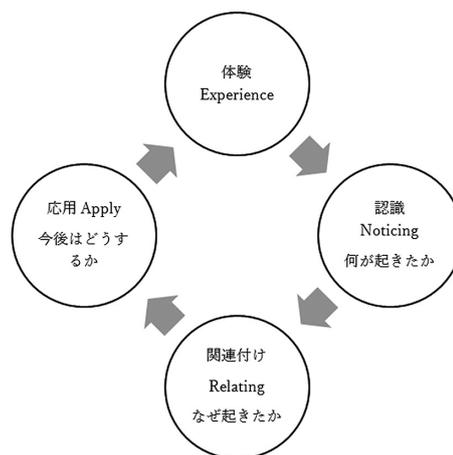


図1 体験学習サイクル

表1 NPプログラムのセッションの枠組み

セッション区分	内容
導入部 (オープニング)	・あいさつと受け入れ ・ウォーミング・アップ ・1週間のふりかえり ・トピックへのきっかけづくり
中間部 (主部)	・トピックと学習目標を設定 ・セッションに変化をつけ、参加者の積極的な参加を促す ・「体験学習サイクル」をまわす ・参加者がもともと興味を示すトピックに時間を配分
終結部 (結び)	・まとめ ・反省 ・モニタリング ・次回のセッションについて ・サポートネットワークづくり (仲間づくり)

③週1回2時間のセッションを6回実施する。「体験学習サイクル」(自宅での実践とセッションを通した循環的な学びのプロセス)により、体験を客観的に認識し多様な子育て課題への応用力を身につける(図1参照)。また、プログラム構成には明確な枠組みがある(表1参照)。

(3) 本稿で分析対象としたNPプログラムの概要

本稿で分析対象としたNPプログラムは、日本で初めて生活保護を受給する母子世帯を対象として実施した事例である。

本プログラムはA県のB福祉事務所が予算化し、単年度のモデル事業としてC福祉事務所と連携して以下の通り実施した。

カナダの場合、参加者をアウトリーチ等により勧誘するところからセッションが始まるが、本事例では福祉事務所の担当ケースワーカーが参加の声掛けを行った。

- ・週1回、各2時間、全6回のセッションを実施
- ・実施期間は、2013(平成25)年11月～12月
- ・各セッションで扱うテーマは参加者が決定
- ・福祉事務所外のNP認定ファシリテーターが進行

表2 NPプログラムの実施概要

	セッションのテーマ	参加者	託児
第1回	各回のテーマ決め	6名	7名
第2回	子どもの気持ち	4名	4名
第3回	子どもの行動	5名	3名
第4回	しつけの悩み	5名	3名
第5回	自分達の行動	3名	2名
第6回	生活保護学習・まとめ	5名	2名

また、生活保護世帯の参加を促すために、日本で行うNPプログラムとして初めて、グループワーク参加者に対して参加に要する交通費と謝金を支払った。グループワーク参加に係る交通費は生活保護費(移送費)として支出、参加者への研究調査謝金は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号 厚生事務次官通知)第8-3-(2)エ(イ)その他の収入とした。

2. 調査対象者

調査対象者は、A県の2カ所の福祉事務所管内の

生活保護世帯のうち世帯類型が「母子世帯」で、5歳以下の子どもの養育をしており、精神疾患や虐待履歴がなく学習に支障がないと判断される母親とした。

2013(平成25)年10月1日現在で、要件を満たす世帯に対し、福祉事務所からチラシ配布及び個別説明を行った。そのうち、実際にプログラムに参加して、研究調査についての承諾をえられた方6名を調査対象者とした。属性及びNPプログラムへの参加回数は表3のとおりである。

表3 対象者の属性とプログラム参加回数

	母親の年代	NP対象児の年齢	対象児以外の兄弟姉妹	生活保護世帯類型	職業の有無	プログラム参加回数
A	40代	1歳	有	母子世帯	無	6
B	30代	3歳	有	母子世帯	無	6
C	40代	3歳	有	母子世帯	無	5
D	20代	1歳	無	母子世帯	無	5
E	40代	3歳	有	母子世帯	有	3
F	30代	5歳、1歳	無	母子世帯	無	2

3. 調査方法

参加者を対象に質問紙調査及びインタビュー調査を実施した。質問紙調査は、セッションの2-6回の終了時に「楽しかったこと」「残念だったこと」「これから活かしてみたいこと」「その他(自由記述)」の4項目について、参加者自身がグループワーク体験を振り返り、自由記述で記載した。また、最終回にはプログラム全体に関する質問紙調査を行った。

インタビュー調査は、プログラム実施後1ヵ月半～2ヵ月半の期間で、調査の承諾を得た5名に対し、半構造化面接により行った。所要時間は概ね1時間程度で、次の4項目:「プログラム参加のきっかけ」「参加してよかったことや変化したこと」「参加のデメリットや改善して欲しい点」「フォローアップについて」をインタビューガイドとして用意した。

4. 分析方法

質問紙調査は、自由記述を基にコーディングし分析を行った。また、インタビュー調査は対象者に了解を得て内容を録音し、逐語記録におこしてコーディングし概念生成をして内容分析を行った。

5. 倫理的配慮

調査対象者に対しては、口頭にて研究の目的、秘密

保持を説明し、併せて、調査対象者が途中で調査を拒否する場合は直ちに調査を中止する旨を説明し、同意と記名を得た。また、インタビューに際しては、ICレコーダにて録音・分析すること、分析結果については、匿名性を担保し研究以外の目的では使用しないこと、分析後は録音を消去することを伝え承諾を得た。

Ⅲ. 結果と考察

1. 質問紙調査（参加者振り返り）による参加者自身のアウトカム評価

(1) 子育ての新しい視点・行動の獲得

振り返りには共通して前向きな変化が記載されていた。下記のように、記述内容からは参加者が課題を共有し、回を重ねるにしたがい相互に触発を受け、子育ての新しい視点を獲得し内省していることがわかる。

●事例1

・2回目：悩みを自分の中に抱えてきたが、言葉にして人に伝えられた。

↓

・4回目：子育てに答えはない。みんな悩みは同じだと気が楽になった。

↓

・5回目：経験や考え方を聞くことで、ちがう角度から行動を見つめなおすことが出来るようになった。

●事例2

・2回目：子供の気持ちをじっくり考えることが無かったから、子供目線で気持ちを考えたい。

↓

・4回目：子供にどうしたいかを聞いていなかったので聞くようにしたい。

↓

・5回目：まず、何に関しても原因を考えるようにしたい。その事で、子供のことが良く分かるようになってきた気がするから。

(2) 自分自身の成長

また、参加者の振り返りからは、以下のようにプログラムによる参加者の主体的な学びを通して、自分自身が成長するイメージや行動を具体的に獲得し変容している様子が見られる。

●事例3

・2回目：個人の問題をみんなで話して解決できたらしい。

↓

・4回目：他のお母さん達がしている事を自分も活かしてみようと思う。

↓

・5回目：子育てで悩んだときは、本を読んで考えてみようと思う。自分自身も子供目線で考えて一緒に成長していきたい。

●事例4

・2回目：いろんな意見を聞いてよかった。

↓

・4回目：怒ってしまったときは、自分がなぜ怒ったのか振り返るようにしてみたい。振り返った事により親にも反省点が見えて次に活かせると思った。

↓

・5回目：どう言ったら子供が動いてくれるか。まずは、子供に変わってほしかったら自分が変わらないといけない。言葉の難しさを考える今日この頃だけど、まずは自分の言い方に注意して色々ためすというのを続けていきたい。

(3) ジレンマの体験

一方で、実際に行動に結びつけられずに焦りを覚える参加者の様子も確認できた。話し合いを通して学ぶ手法なので、自分だけがうまくいっていないという思いを逆に強めてしまう場合もあることが確認できた。

●事例5

・2回目：自分だけではない。自分は一人ではないと思えた。

↓

・4回目：人にアドバイスが出来ても、自分が何もしていないな・・・

↓

・5回目：全て分かっているのだが、うまくいかない

2. 質問紙調査（参加者振り返り）によるプログラム評価

(1) プログラム全体の評価

最終回（第6回）に行った参加者5名によるプログラム評価は表4のとおりである。参加回数が5回以上の参加者3名は「非常に良かった」と回答し、自由記述も肯定的な内容になっており、一定の効果が認められる。また、参加回数が3回で「普通」と評価した参加者は、事後インタビューの際、世帯状況の悪化で自分自身が精神的に不安定になり参加が苦痛になってしまったと話していた。参加回数が2回で「全然よくなかった」と評価をした参加者は、事後インタビューでは、プログラム内容よりも会場外での参加者同士の軋轢が原因で低評価としたと話していた。一般世帯の母親と比較すると、プログラム内容そのものよりも、参加者同士の関係や世帯状況の不安定さがプログラム評価に影響を与える傾向が見られた。

表4 プログラム評価

全然よくなかった	あまりよくなかった	普通	まあまあだった	非常に良かった	自由記述	参加回数
0	0	0	0	1	今まで考えなかった事(原因、なぜそうなったか)を考えるようになった事で、色々な事が分かってきた。	6
0	0	0	0	1	一度一通りの子育てをしての新たな子育てで、今までと違う環境、精神状態で不安な毎日過ごすなか、このプログラムに参加して完璧な結果や答えばかりを求めてた自分を見直せ、楽になった。	6
0	0	0	0	1	未記入	5
1	0	0	0	0	未記入	2
0	0	1	0	0	未記入	3
1	0	1	0	3		

(2) プログラム参加後の自分の変化

プログラム参加後の自分の変化については、表5のとおり目の前の出来事を客観的に認識して対応するようになった点が共通の変化として見られ、参加者が体験学習を通して行動の変化を感じていることが確認できた。また、引き籠りだったが外に出られたなど子育てにとどまらない行動変容への効果がみられた。

表5 プログラム参加後の自分の変化

自由記述	参加回数
・こう言ったら相手はどう思うか ・どう言ったら上手くかわせるか特に言葉を考えて使うようになった	6
・少しの身だしなみをして家から出ることが出来た。バスに乗り、週に1回外へ出る事が私にとってだけでなく、娘にとっても大きな刺激と勉強、成長になりました。家でみていた娘が外の世界を知り、“こんなこともできたの？”と毎週驚きと感動で頭をなでる回数がグッと増えました。	6
・子供にたいして怒る時に一息ついてから接している。 ・自分にストレスをためないようにしている	5
・将来の事を考えるようになりました。 ・このままの生活よりも向上したいと思いました。	2
・子供に任せることを少しずつ。 ・子供に“どうする？”と聞く事	3

(3) その他の自由記述

表6の自由記述は、プログラム参加によって主体的に子育て支援に取り組む意識や、行動に変化が生まれたことや、参加者同士の関係性が培われたことがうかがわれる内容になっており、プログラム終了時点では学習効果が現れていることが確認できた。

表6 参加者の自由記述

自由記述	参加回数
自分がちよっと考えれば良かったよな事を今まで気づかず育児して悩んで、...と繰り返していたけれど、そのちよっと考えれば良かった事をこのプログラムによって気づかせてもらえたと思います。出会えた事にとても感謝です。	6
本当にありがとうございました。末娘の子育てへのサポートだけでなくファミリー(筆者注:NPの意味と思われる)は生活の全てに適用している。他の誰かが決めるのではなく自分自身が決めていける。物事、生き方にあきらめていた私のバイブルになりました。	6
初めは若い人達だけかなと思っていたら同じ年代の人にあえたし、色々勉強になりました。1人だけで子育てを考えていないで誰かに聞いたり、相談したりしてもいい事がわかりました。今回参加できた事、とても良かったです。	5
未記載	2
人の悩みや子育て方法に(筆者注:途中で消してある)	3

3. インタビュー調査の結果分析

(1) プログラム参加を決めた要因

プログラム参加者のうち、承諾を得られた5名に対し、インタビュー調査を行った。インタビューを逐語録に起し、プログラム参加を決めた要因についての回答をコーディングして整理した結果が図2である。

参加者は全員生活保護を受給しながら子育てをしている母子世帯である。Iで前述した既存調査(櫻2011)と同様に<孤立した子育て環境>で<子育てへの不安>を抱えながら子育てをしていたため、<プログラムへの興味・関心>はあった。

しかし、一方でこれまで受けてきた<スティグマ>や<他者と共有できないような深刻なエピソードや成育歴>から、研修会の参加者同士で<自己開示>や<関係構築への抵抗>があり、<プログラム参加への躊躇・警戒感>を強く持っていた。このように、今回のインタビュー調査では、プログラム参加前のひとり親の相反する心的状態を初めて確認することができた。

<プログラムへの参加決定要因>で最も大きな要因は、福祉事務所の<ケースワーカー・査察指導員による働きかけ>だった。回答した全員が、直接的な働きかけが無ければ、参加はしなかったと回答した。このことから、アウトリーチの重要性が確認できた。一方で、担当者に声をかけられたから断れなかったと話した人もあり、強制勧誘にならない工夫が必要だと思われる。

次に大きな要因は交通費などの金銭支給である。金銭支給は直接の働きかけ程ではないが、「行ってみようかな、お小遣いになるし」というように、参加への垣根を低くする効果があることが分かった。本事例は参加者への交通費等の支給という、カナダで行われている参加勧誘の方法を日本で初めて実施したが、金銭支給に一定の効果を確認できたことは意義深い。

また、子どもの預かりについては、上記2つほどのインパクトはないが、日頃、孤立無援で子育てをしている母子世帯にとっては、参加動機の一つとして機能することが確認できた。

加えて、今回のインタビュー調査の結果で主催者ともども全く予想外だった点は、すべての参加者から、「生活保護のひとり親のみが参加するプログラムだと明確に伝えて欲しかった」、「最初から属性を明らかにしてもらえた方が、参加しやすいし安心して参加できた」と話されたことである。選別的なイメージを避けるためにあえて参加者の属性は伏せて募集をしたが、そのことで参加者同士に疑心暗鬼や警戒感を生んでいたことが分かった。このことは、主催者である福祉事務所にとっても筆者にとっても予想外の内容だった。参加者の本心を知れたことは今後の事業実施の周知などの貴重な判断材料としたい。

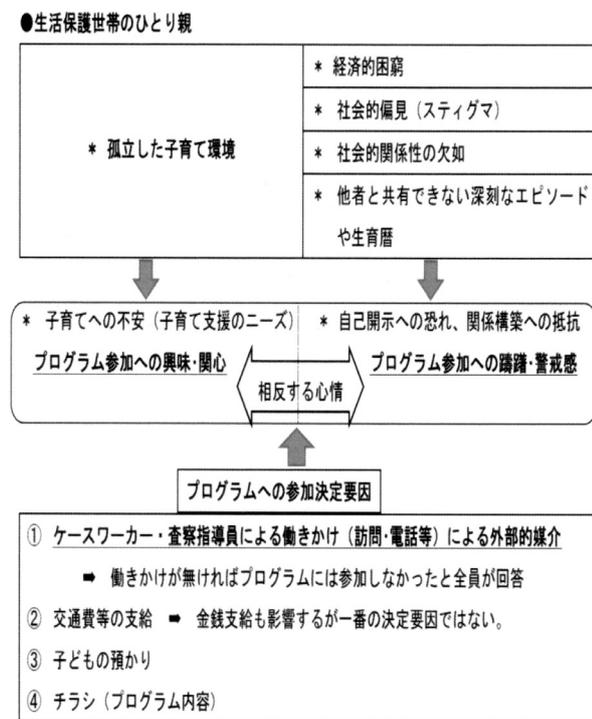


図2 プログラム参加を決めた要因

(2) プログラムの効果と課題

インタビューでは、プログラム参加して良かったことや変化したこと、逆にデメリットはあったかについても質問を行った。その結果について、質問紙調査の回答も加えて整理したのが表7である。表7では、①グループの開始期（初回）、②グループの展開期（第2回～第5回）、③グループの終結期（第6回）について、プログラム参加によるプラスの効果と課題を対比して整理をした。プログラム参加による母親個人の成長や子育てスキルの獲得、仲間意識の醸成（コミュニティ・ビルディング）に対する効果は明らかに認められるが、一方で一般の母親を対象としたNPプログラムに比べて、各参加者が抱える生活課題や深刻なエピソードについてメンバーで共有することが難しく、また、人への信頼感に問題がある参加者が多いため、グループの凝集性に課題が多い。そのため、ファシリテーターには社会福祉の専門性が必要とされることが分かった。

表7 グループワークの効果と課題
7-①開始期（初回）

<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開放的アクティビティによるリラックス 知り合いになる楽しさ ・ 子育て課題の共有 興味関心とニードからの参加意欲、悩みの共有と普遍化、相談できる場への期待等 ・ グループ規範の確認 自分達でグループのルール作成 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己開示への恐れ 母子家庭や生活保護を知られたくない ・ 関係構築への抵抗 いろいろな揉め事に触れられることは嫌だ

7-②展開期（第2～5回）グループの発達：体験学習サイクルによる意識や行動の変容

<p>【効果】</p> <p>情報的影響（適切な行動の獲得：メンバーの行動や知識・意見、テキストからの知識を参考に理解）⇒ 体験学習サイクルにより実践し行動を獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て意識の変化、子育てスキルの獲得 子どもとの関わり方の変化⇒子どもの主体性を意識、返事を待つ、意見を聴く態度 この人でも出来るなら、私でも出来る ・ 仲間意識の醸成（コミュニティ・ビルディング）と関係性の変化
--

引き篋もりや誰とも口を聞いていなかったメンバーが、誘い合ってレストランで仕事をしているメンバーのところに食事に行く、子どもの服のお古をまわす等互いに連絡網を作り、査察指導員からの連絡を伝えるメンバーとハローワークへ行ってみる

・振る舞いや社会的規範（マナー）の獲得

視野の広がりや物事の捉え方の変化⇒隣人との揉め事を考える視点の変化

ごみの捨て方の変化⇒ポイ捨てからゴミ箱へ

福祉事務所への態度の変容⇒攻撃・防衛から理解・相談へ

【課題】

複雑で困難な課題を抱える参加者 ⇒ グループの凝集性に課題

※通常の参加者とは異なる深刻な生活課題・人間関係による中断やリタイア

・課題共有へのストレス=共有できないエピソード（個別の困難）の苦悩・ジレンマ

1週間の振り返り（ひとりひとこと）を話す際、とても話題に出来ない出来事が勃発

・守秘義務への疑心暗鬼（今までの不利の蓄積から生じてしまう他者への不信感）

つらい状況をどこまで話すか悩む、生活保護受給に関する微妙な話題

・対処困難な状況からの破綻

グループ外の場所で、対処困難な状況が発生し参加ができなくなり中断

7-③終結期（第6回）

【効果】

・社会的目標に向けた成長

生活保護制度や社会保障制度に関する主体的な意見交換、理解への意欲、権利主張

・子育てに関する主体的な行動選択

子どものために引越しや就職を決意

【課題】

・変化への恐れ、自立への抵抗

病気への不安、生活保護受給にとどまるための作爲

・社会性の未熟さ、関係継続の困難

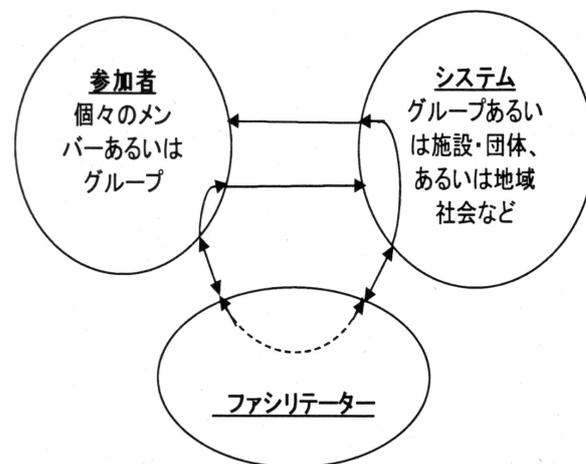
距離感が取れずメンバーとの関係が破綻、自己の客観視が出来ず周囲とトラブル

(3) 福祉事務所のグループ関与と課題

表7の分析からは生活保護の受給者が自由に議論し、コミュニティ・ビルディングができる場を設定するためには、福祉事務所職員が進行役だとグループメンバーの対話が抑制されてしまう可能性が高いため、所外のファシリテーターの進行が有効なことが認められた。一方で、虐待の未然防止などの観点から福祉事務所と共有すべき案件が派生した際には、第三者のファシリテーターの守秘義務の扱いや福祉事務所職員との情報共有の仕方に課題があることが分かった。ま

た、複雑な生活課題の解決には、通常のNPプログラムの一般参加者との関係とは異なる、グループ内のミクロレベル及びグループ外のメゾレベルの関係を調整できる、ソーシャルワーク的な力量がファシリテーターに必要とされることが確認できた。（図3）

上記のように第三者によるグループ関与は、メンバーの子育て支援の力量形成や孤立感の解消に対して機能すると考えられるが、生活保護の自立支援プログラムを立てる際に、第三者を福祉事務所として介入させるかどうかは、守秘義務や生活課題の解決手法の側面から、事務所ごとに考えが分かれるところだと思われる。また、その判断には福祉事務所の組織全体で自立支援プログラムをどう位置づけるかというような議論も必要になるとと思われる。



出展: Schwartz,W.,Social Group Work: The Interactionist Approach, Encyclopedia of Social Work (16th), New York:NASW, 1971, p.1259を一部修正して使用

図3 内部媒介と外部媒介

IV まとめと今後の課題

本事例の検討結果からは、ひとり親の孤立感の解消や子育てスキルの獲得には継続的なグループワークが一定の効果をもたらすことが確認できた。一方で複雑で困難な背景をもつ被保護世帯の参加者をグループとして扱うには、勧誘の段階から丁寧な対応が必要であること、個々の背景や対人関係の困難さからグループの凝集性に課題があるため、ファシリテーターには参加者の個別の事情に応じた関係性の構築(内部的媒介)のために一般の参加者とは異なる配慮や専門的力量が要求されることが確認できた。

また、グループに影響を与える参加者の生活課題等はグループだけでは解決困難なため、福祉事務所との

連携（外部的媒介）が極めて重要となる。今回も参加勧誘からグループの展開・終結に至るまで、福祉事務所の査察指導員や担当ケースワーカーがファシリテーターと連携して支えたことが、グループの安定に重要な役割を果たした。

ただ、連携のためのファシリテーターと福祉事務所間の情報の共有には参加者に対する守秘義務の点で課題が残る。参加者相互の関係構築を媒介していくためには、ファシリテーターは福祉事務所内部の職員よりは、今回のように参加者との利害関係を持たない第三者が担当の方が望ましいといえるが、一方で、守秘義務の観点も勘案し、効果的な自立支援プログラムの在り方について、福祉事務所内での議論を行い方向性を組織として決定する必要がある。また、参加のモチベーションを上げるために、今回は初の試みとして交通費等を支給したが、その点も施策の公平性から、意見が分かれるところだと思われる。

今後の施策上の課題としては、以上のほかに参加者の勧誘方法の工夫、専門的力量のあるファシリテーターの養成、グループワーク実践のための福祉事務所の理解と連携、予算の獲得、フォローアップの実施の仕方があげられる。

また、研究上の課題としては、今回は少人数のわずか2か所の福祉事務所の6名の参加者のみを対象とした事例実践からの考察であったため、効果検証には限界がある。今後はさらに他の福祉事務所の理解を得ながら、より多くの実践事例から検証を重ね、普遍化できる効果検証を行っていくことが必要である。

謝辞

本研究の実施にあたり、ご協力いただきましたA県のB福祉事務所およびC福祉事務所の関係者の皆様、また研究に同意して協力してくださったNPプログラム参加者の皆様に心から御礼申し上げます。

引用文献

大利一雄 2003 グループワーク—理論とその導き方—
勁草書房 p39 図3-2.

参考文献

Janice Wood Catano 2002 Working with Nobody's
Perfect A Facilitator's Guide, The Minister of
Public Works and Government Services. 三沢直

子（監訳）親教育プログラムの進め方—ファシリテーターの仕事— ひとなる書房.

三沢直子, 河津英彦 2012 NPプログラム完璧な親なんていない! 10年の歩み 公益財団法人東京都福祉保健財団.

三輪建二 2011 おとなの学びを育む 鵬書房.

大利一雄 2003 グループワーク-理論とその導き方 勁草書房.

Ronald.W.Toseland & Robert.F.Rivas 1998 An Introduction to Group Work Practice. 2003 野村豊子（監訳）グループワーク入門—あらゆる場で役立つアイデアと活用法— 中央法規.

櫻幸恵 2011 生活保護世帯の子どもへの支援—福祉事務所ケースワーカーによる教育的支援に関する考察— 岩手県立大学社会福祉学部紀要 第13巻 25-36.